

公売会 落札率96%!!

11月1日（木）、平成24年度第一回公売会を開催しました。

当日は約50名の方が来場され、ソファ等50品中48品が落札されました。今回の合計金額は37,070円になり、このお金は各未納者の税金へ充てられます。来場して頂いたみなさま、ご協力大変ありがとうございました。

今後も、高森町は財産差押などの措置をとり、徴収強化に取り組めます。

～ まもなく申告シーズン到来です ～ 1年の決算準備を行いましょう

- 申告は、自主申告が基本です。
- 収支の把握は自分でしか分かりません。再度収入等のご確認を行い、会場へお越し下さい。
- 申告日程は、1月より税務課・ホームページ・広報により周知します。
- 収支内訳書等の書類が必要な方は、1月より税務課にて準備しておりますのでご自由にお取り下さい。
※発送は致しません。
- 国民健康保険税を支払われている方で社会保険料控除を受ける方は、証明書の発行を行っておりますので国民健康保険係までお尋ね下さい。※手数料は無料です。

事業主のみなさんへご報告です

平成25年度より、熊本県は特別徴収の完全指定を実施します。

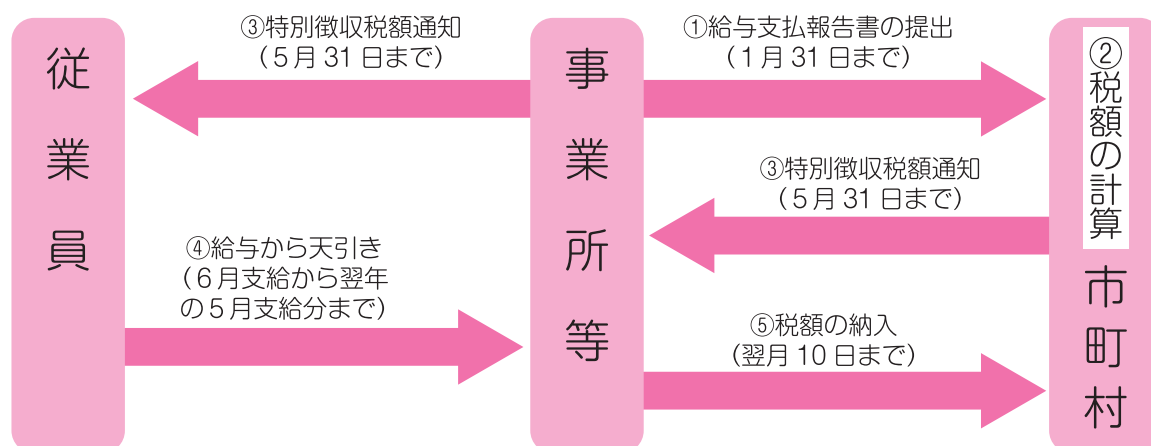
すでに高森町では、85%の事業所が実施済みです。

事業主のみなさん、ご協力よろしくお願い致します。

【特別徴収とは】

- ・事業主が所得税の源泉徴収と同じように、従業員に代わり毎月の給与から個人住民税を天引きし、納入していただく制度です。
- ・従業員はパート・アルバイトであっても特別徴収する義務があります。
- ・従業員が家族だけであっても、特別徴収する義務があります。
- ・就退職の回数が多い等の理由で普通徴収にすることはできません。

<特別徴収制度の概要>



■お問い合わせ先 税務課税務係（内線165・166）、健康推進課国民健康保険係（内線127・128）